学校法人跡見学園におけるステークホルダーからのハラスメントに関する基本方針

１．はじめに

学校法人跡見学園（以下「学園」という。）は、女子教育機関として、「跡見学園中学校高等学校」、「跡見学園女子大学・大学院」を設置し、社会に貢献する有為な人材を輩出してきました。

質の高い教育・研究やサービスを安定して提供するためには、生徒・学生、保護者・保証人、卒業生、取引先の関係者、近隣住民等のステークホルダーと、教職員との間の相互の信頼と尊重に基づく良好な関係が不可欠です。しかしながら、近年、教職員に対する過度な要求や人権を侵害する言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）が社会問題化しており、関係法令や公的ガイドライン等においても事業主による適切な対策が強く求められています。

学園は、関係法令の趣旨を踏まえ、教職員に対する安全配慮義務を果たすとともに、一人ひとりの尊厳と人権を守り、心身ともに健康で安心して働くことができる環境を確保することが、結果として質の高い教育・研究・サービスの提供につながると考えます。

そこで、「学校法人跡見学園におけるステークホルダーからのハラスメントに関する基本方針」を定め、社会通念上相当な範囲を超えた要求や不当な侵害に対しては組織として毅然とした対応を行うとともに、ステークホルダーとより良い関係を築くための指針とします。

２．学園における「ステークホルダーからのハラスメント」の定義

（１）学園では、「ステークホルダーからのハラスメント」について、以下の通り定義します。

教職員の職場（キャンパスに限らず、業務を遂行する場所及びオンライン・電話その他の通信環境を含む。）において行われる、

① 学園のステークホルダー（生徒・学生・受験生及びこれらの父母等・家族・保証人、卒業生、寄付者、学校主催のイベントへの参加者、施設利用者、研究連携・社会連携・高大連携における関係者、取引先の関係者、近隣住民等、学園の教育研究活動・事業活動における利害関係者）の言動であって、

② 教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより

③ 教職員の就業環境が害されるもの

上記①②③の要素をすべて満たすものをいう。

なお、「教職員」とは専任・非専任を問わず、学園で働く全ての者をいいます。

（２）「ステークホルダーからのハラスメント」の具体例

「ステークホルダーからのハラスメント」の具体例として、以下のような言動が考えられます。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

・暴力行為、器物破損
・暴言・大声での怒号・侮辱・誹謗中傷
・威嚇・脅迫・土下座の要求
・教職員の人格否定、差別的な発言
・長時間の拘束、電話やメール等による執拗・不必要な連絡の繰り返し
・勤務時間外の対応の強い要請や、学校内での長時間の滞在
・謝罪・補償・処分等を繰り返し求める行為
・社会通念上相当な範囲を超える対応の強要・要求
・合理性を欠く不当・過剰な要求
・教職員の個人情報の要求や無断公開
・学園や教職員の信用を棄損させる内容や個人情報等を SNS 等へ投稿する行為

・教職員の意に反する無断での撮影・録画、または威圧を目的とした録音やSNS等への公開を目的とした無断撮影・録音
・教職員へのセクシュアルハラスメント、SOGIハラスメント（性的指向や性自認に関連して行われる嫌がらせ)、その他ハラスメント、つきまとい行為

３．学園における基本方針

（１）組織的な対処方針

学園は、生徒・学生への教育研究環境の維持及び向上のため、また、教職員に対する安全配慮義務を尽くす見地から、「ステークホルダーからのハラスメント」を放置せず、組織として毅然と対処します。

（２）誠実な対応とハラスメント事案への対応

学園は、ステークホルダーからの各種意見・要望・要求に対しては、組織的・理性的に対処することを旨とするとともに、正当な意見・要望・要求については、学園運営の重要な改善機会として受け止めます。

また、特に生徒・学生に関しては、より良い環境で適正な教育を受けることができるよう、最大限の配慮を行います。

しかしながら、学園において「ステークホルダーからのハラスメント」に該当すると判断した場合、対応を一時中断あるいは打ち切るほか、事案に応じて警察や外部専門家（弁護士等）と連携の上、組織として毅然と対応します。

なお、各対応について、組織として適切に記録・共有することとします。

（３）学内体制の整備

学園は、「ステークホルダーからのハラスメント」に関し、対応マニュアル・対応フロー等を整備し、教職員に周知・啓発するほか、相談窓口を設置し、適切に対応するための体制を整備します。

（４）相談体制と適切な対応

学園は、ハラスメントの被害を受けた教職員はもとより、そのおそれがあると感じ、又は心理的負荷を感じた教職員からの相談を受け付けます。学園は、被害者の保護、教職員の安全確保、事実確認及び問題解決のため、必要な範囲で関係者間の情報共有を行い、組織として対応します。その際、相談者及び調査協力者のプライバシー保護並びに相談内容等の秘密保持に配慮します。なお、学園は、教職員が相談を行い、又は調査に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行いません。

（５）健全な教育環境の維持と相互尊重

学園は、すべてのステークホルダーとの間で相互の尊厳が守られる健全な環境を目指します。そのため、教職員に対しても高い倫理観をもって誠実かつ適正に職務・教育活動に取り組むことを求め、不当な言動により相手方の尊厳を傷つける行為を容認しません。

附　則（令和８年９月１５日）

この基本方針は、令和８年１０月１日から施行する。